

シルバー弁護士の 独り言

パート5

弁護士 田中 秀雄

●4年目の親子鷹

息子との共同の仕事も4年目を迎えた。約1年10ヶ月共にやってきた刑事事件が昨年8月に判決となり終わった。共同

受任している事件はまだあるが、ほとんどの事件は別々に受任し、お互いに別行動が多くなった。お互いの受任事件の処理についての相談は席が隣だから頻繁に行っている。刑事事件と一緒にやっていて思ったが、尋問技術も弁護士に成り立ての頃より数段進歩している。また、昨年8月29日に弁護士会主催のイベントの集会に出たとき、演説者の1人であった息子の発言を初めて聞いて「お主やるな」と思った。はっきり言って私よりはるかに上手い。よくとおる声だしメリハリも利いている。普段、政治的発言はしないが、勉強するとこれだけ喋れるのだなと感心した。知り合いの弁護士から「お父さんを超えている」と褒められた。そうは思わないけれども、それはそれで嬉しいことである。

●民事事件と刑事事件、どちらが好きか

息子に「君にとって刑事事件とは何か」と聞くと「ライフワークと思っている」と答えた。私は、刑事事件は弁護士の原点であると思っているし、弁護士は刑事事件の依頼があれば否応なく引き受けなければならないと思っている。だから息子が「刑事事件はライフワーク」と思っていることは息子がまともな弁護士であることの証であり、喜ばしい。

そうは思っているものの、実を言えば私自身は刑事事件より民事事件の方が好きだ。なぜかといえば、民事事件は原告側も被告側も武器は対等なのでお互いの力量や経験の差が出ると思っているが、刑事事件は検察側と弁護側では証拠を握っている検察側が圧倒的に有利であって、ボクシングで言えばヘビー級とフライ級のボクサーが闘うようなものだと思っているからである。

●無罪は勲章

弁護士生活42年目に入った私であるが、これまで殺人事件と業務上過失傷害事件で2件無罪を取ったことがある。たった2件かと思わないでほしい。実は弁護士にとって無罪判決は勲章のようなものである。日本の刑事裁判の有罪率は99.97%である。2000年頃からは、無罪判決を受ける人は千人から二千人に1人であり、ここ数年無罪判決を受ける人は年間数十名しかいないとされている。それほど数多く刑事事件を担当したわけでもない私が2件も無罪判決を得たのは私自身の努力もあるがどちらも担当裁判官に恵まれたからであり、単に運が良かったからに過ぎないと思っている。

●神戸まつり事件

1件は神戸まつり事件である。これは、私が以前所属していた事務所のボスの弁護士と一緒に担当した事件である。当時19歳の少年であったA君が神戸まつりを見物に行ったところ、神戸まつりの熱狂の中で群衆心理にかられ他の人達と一緒に警察の大型輸送車を押したところ、この輸送車に神戸新聞社のカメラマンが轢かれ亡くなった。A君は輸送車の後ろにカメラマンが倒れていることなど全く知らなかった。ところが、警察は未成年のA君を逮捕し、しかもカメラマンの殺人事件の被疑者として取り調べているのに殺人での取り調べではないとA君を騙し、A君が「人が倒れている」と言うような声は聞いていないと何度も述べているのに、聞こえないはずはないと決めつけ、遂に未成年のA君から「人が倒れている」という声を聞いたとの供述を取った。さらに大型輸送車を押し続ければ人が轢かれるがそれで

も構わないと思って押したとの供述まで取り、A君を殺人罪で起訴し懲役10年を求刑した。19歳の少年からこのような供述を引き出すのは百戦錬磨の警察官には朝飯前だったであろう。A君はこのような供述をしてもまさか殺人罪で起訴されるなどと全く思わなかったので調書に署名したのである。この裁判では当時の目撃者と一緒に大型輸送車を押した人達を探し出し、証人として出してもらう地道な努力の積み重ねであった。努力は報われ、1審の神戸地裁はA君の警察官に対する自白調書も検察官に対する自白調書も違法な取り調べで得られた証拠であるとして証拠採用せずA君は殺人につき無罪となった。検察庁は大阪高裁に控訴したが、大阪高裁は控訴を棄却し8年にわたる長い闘いは終わった。

●業務上過失傷害事件

もう1件は、業務上過失傷害事件である。70代男性のBさんは、赤信号を無視して交差点に進入した過失により、右方道路から青色信号に従って交差点に進入した被害者運転の車に衝突させ、運転手である夫と後部座席の妻にも各2週間ほどの傷害を負わせたとして起訴された。ところが、Bさんによれば、40年以上安全運転をやってきてこれまで無事故無違反であることが自慢であり、この日も交差点は青信号で進入したので自分は無罪であると言うことであった。Bさんは、当日現場にきた警察官に対し、自分は青信号を確認したと述べたが、それをいくら言っても相手の運転手の言うことばかり信用してBさんの言うことは全く信用してくれなかった。Bさんは、何時間も現場で待たされたため根負けしてしまい、警察官に言われるままに「事故を起こした原因は、自分の信号の見落としなので、相手の車の修理に掛かる費用は誠意を持って処理したいと思います」という内容の一筆を書いて警察官に渡してしまい、さらに、Bさんは事故の1ヶ月後に警察署に呼ばれ、繰り返し青信号を確認して交差点に進入したと述べても信用してくれなかったため根負けして赤信号を無視したことを認める内容の供述調書に署名捺印させられてしまった。

裁判は圧倒的にBさんが不利であったが、あると思われそうな供述調書や実況見分調書の証拠開示の申立てを行ったところ、検察官がほとんどすべてを任意で開示してくれた。Bさんや被害者夫婦や目撃者が警察官の前で述べた供述調書と検察官の前で述べた供述調書を丹念に何度も読むと調書の内容が微妙に違っていることがわかってきた。

証人尋問では、証人となって出廷した被害者夫婦の警察での供述調書と検察庁での供述調書の食い違いを指摘した。夫は交差点に進入する直前に進行方向左側を見たが、100m先から南に進行してくる車はなかったと証言した。私は、夫の証言が正確なものであれば、Bさんが100m先から南に走行してきたとすれば、Bさんの車の速度は時速87km以上でなければならず、Bさんの車の速度は40kmくらいであったとの夫のこれまでの供述と矛盾すると指摘した。結局、裁判長は、被害者とされる夫婦の供述は信用出来ないと判断してくれた。その一方で、裁判長は、前方の青信号を確認してから交差点に進入したとのBさんの供述も信用出来ないと判断した。勝負の決め手になったのは目撃者の証言であった。目撃者の現場監督の人は、供述調書とは異なり、自分は赤信号から青信号に変わるのを目撃したのではなく青信号しか目撃していないと証言した。裁判長は、この事件で唯一信用出来るのは目撃者の供述であり、事故の音を聞いてから2秒くらいして北側を振り返った可能性がありその時の信号の色が青信号であったとの目撃者の供述はその限りで信用でき、そうするとBさんが青信号で本件交差点に進入した可能性もあり、結局本件ではBさんが赤信号を無視したとの起訴事実は立証されておらず証拠不十分と言わざるを得ないと判断した。

被害者夫婦は、自分達の進行方向である東側の信号は青信号であると警察官にも検察官にも終始述べていたにもかかわらず、裁判長から、夫婦2人共その供述は信用出来ないと言われて、Bさんは無罪となったのだからBさんの完全勝利と言っていい。残念ながら勇気を持って無罪判決を出す裁判官はそう多くはない。日本の刑事裁判官には自白調書があればそれだけで検察官の言い分を信用してしまう人が多いが、この事件が勇気ある裁判官の担当であったことは、Bさんの運が良かったとしか言いようがない。結局、検察官は控訴せず、Bさんの無罪が確定した。

